

**資料1**

**新行財政改革実行プラン・アクションプログラム  
(平成18年度総括)進捗状況報告書**

(平成19年9月7日現在)

**流山市**

《記載内容》

アクションプログラム  
(平成18年度総括)進捗状況報告書

平成18年度スケジュールの進捗結果  
72項目の進捗状況(担当課が重複するため計76項目)  
100% ... 49項目(64.4%)  
75% ... 21項目(27.6%)  
50% ... 3項目(4.0%)  
25% ... 0項目  
0% ... 0項目  
完了 ... 3項目(4.0%)  
計 76項目

スケジュールの進捗度の判断基準  
100% (計画どおり平成18年度スケジュールが完了したもの)  
75% (計画に対し、やや遅れているが今後完了が見込まれるもの)  
50% (計画に対し、概ね50%程度の実施状況であり、アクションプログラムの平成19年度前期以降の実施内容を見直す必要があるもの)  
25% (計画に対し、着手はしたが改革実現が困難な状況であり、アクションプログラムの平成19年度以降の実施内容を見直す必要があるもの)  
0% (計画に対し、何らかの理由により着手できなかったもの)  
完了 (改革項目について一定の判断を示すことにより、平成18年度に改革が完了したもの。)

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)						
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容								
1	1	「市長への手紙」のデータベース化	企画財政部秘書広報課	1	「市長への手紙」として寄せられている市民の提案、苦情、要望等について、内容と対応データベース化し、ホームページ等で公開し、市政に反映させます。	「市長への手紙」で寄せられる提言、苦情、要望等について、内容と対応が公開されることにより、市政の透明化を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月	17年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表	5月～6月	17年度に寄せられた市長への手紙を分野別に整理・ホームページ用掲載文の作成	8月	17年4月分から18年3月分の市長への手紙の公開	10月	18年4月分から18年7月分の市長への手紙の公開	2月	18年8月分から18年11月分の市長への手紙についてH19.2月に公開した。また、18年12月分から19年3月分は、H19.6月に公開済みである。	100%	

新行財政改革実行プランで掲げた改革項目

改革項目の担当部・課

改革項目の実施目標

改革項目を実施することにより期待できる効果

改革項目の実施時期

改革項目を実施するために平成18年度に予定していた内容

改革項目を実施するために平成18年度に実施した内容

平成18年度の進捗状況を数値により表示

遅滞した理由や今後の方向性を記述。(進捗度が75%以下のもの)

## 目 次

1 方針1	市民の力を活かします	P 1 ~ 3
2 方針2	財政の健全化を目指します	P 3 ~ 9
3 方針3	行政運営の効率性を高めます	P 9 ~ 11
4 方針4	市民に役立つ職員を育てます	P 11 ~ 12
5 方針5	スリムな組織を目指します	P 13 ~ 14
6 方針6	サービスを向上させます	P 14 ~ 16

# アクションプログラム (平成18年度総括)進捗状況報告書

平成18年度スケジュールの進捗結果  
72項目の進捗状況(担当課が重複するため計76項目)  
100% ... 49項目(64.4%)  
75% ... 21項目(27.6%)  
50% ... 3項目(4.0%)  
25% ... 0項目  
0% ... 0項目  
完了 ... 3項目(4.0%)  
計 76項目

スケジュールの進捗度の判断基準  
100% (計画どおり平成18年度スケジュールが完了したもの)  
75% (計画に対し、やや遅れているが今後完了が見込まれるもの)  
50% (計画に対し、概ね50%程度の実施状況であり、アクションプログラムの平成19年度前期以降の実施内容を見直す必要があるもの)  
25% (計画に対し、着手はしたが改革実現が困難な状況であり、アクションプログラムの平成19年度以降の実施内容を見直す必要があるもの)  
0% (計画に対し、何らかの理由により着手できなかったもの)  
完了 (改革項目について一定の判断を示すことにより、平成18年度に改革が完了したもの。)

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
1	1	「市長への手紙」のデータベース化	企画財政部秘書広報課	1	「市長への手紙」として寄せられている市民の提案、苦情、要望等について、内容と対応データベース化し、ホームページ等で公開し、市政に反映させます。	「市長への手紙」で寄せられる提案、苦情、要望等について、内容と対応が公開されることにより、市政の透明化を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月	17年度に寄せられた市長への手紙分野別集計表の公表	5月～6月	17年度に寄せられた市長への手紙を分野別に整理・ホームページ用掲載文の作成	100%	
1	2	自治基本条例の制定	企画財政部企画政策課	2	自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めた自治基本条例を制定し、市民が市政に参加する機会を条例化により保証します。	市民・議会・行政の役割や責務が明確になり、市民参画や協働の仕組みが整えられ、市政に参画できる機会が保証されることにより、協働による自治運営が更に促進される。	検討	策定	実施	実施	実施	通年	勉強会・ワークショップ開催 徹底した市民参加(市民主体)による作成を目指す。 策定プロセスに一人でも多くの市民の方を関与(他の手法についても検討) 会議録等については、徹底した情報公開を行う(ホームページ、広報紙等)	4月～10月	勉強会から実践へ毎月、運営委員会、全体会を開催 流山市と市民協議会の協定締結 部会活動の開始(P1企画部会、原案起草部会、広報宣伝部会、ニュース編集部) P1(対話集会)を10月末までに43回を実施 11月～3月 11月25日に市民フォーラムを開催 ・全体会、運営委員会、各部会(P1企画部会、原案起草部会、広報宣伝部会、ニュース編集部)を開催 ・条例原案づくりのための対話集会を継続して実施(対話集会を3月末までに75回実施) ・市内各駅・イベント会場等での広報活動を継続して実施 ・流山市と市民協議会の協定が改正され締結	100%	
1	3	パブリックコメント制度の導入	企画財政部企画政策課	3	市民生活に大きな影響のある計画や制度の策定などを対象に市民から意見を求め施策を決定するパブリックコメント制度を導入し、政策立案に市民の意見を反映させます。	市の政策等に対して、市民の意見を反映させる機会を保障することにより、市民と行政との協働によるまちづくりが推進できる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月～7月	パブリックコメント手続実施要綱の法規担当課との協議	4月～7月	パブリックコメント手続実施要綱の法規担当課との協議	100%	
1	4	審議会等公募枠の拡大	企画財政部行政改革推進課	4	各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。	各審議会等の公募委員枠を拡大することにより、審議会等を活性化させるとともに市民参加を推進できる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月以降随時	委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。 審議会を主管している担当課等を対象として、公募の実施を要請。 必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。	11月	(平成17年度の実施結果:水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。公募委員の委嘱替えに伴い、コミュニティ審議会、廃棄物対策審議会、公民館運営審議会について公募委員を採用した。) 全課に対し、行財政改革実施本部長より、積極的に公募委員の採用を行うことや法令に抵触しない範囲で、公募委員枠を設けるよう条例の改正を検討することについて、通知により要請した。 H18年度は3機関が委嘱替えであったが、既に公募実施済(10月現在)。 3月 「流山市男女共同参画審議会」、「流山市補助金等審議会」、「流山市下水道事業運営審議会」、「社会教育委員会」において公募で委員、欠員の採用を実施した。	100%	

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検討	実施	実施	実施	実施						
1	5	NPO等とのガイドラインの策定及び協働の促進	市民生活部コミュニティ課	5	NPO等との協働の推進及びアウトソーシングなど協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。	市民・団体・事業者の役割分担・共同のルールが明確になり、協働まちづくりが推進できる。						4月以降随時	協働事業の促進	4月 11月 10~12月	(平成17年度の実施結果:平成17年8月に庁議で、ガイドラインの内容を盛り込んだ「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し公表した。) パートナーシップの実現に向けて、「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を尊重しながら、フォーラムの開催、市民活動推進センターの開設、そして、市民活動団体公益事業補助金制度をスタートさせた。 ・「指針」に沿った協働の実現に向けて「協働まちづくりフォーラム」を11月18日に開催。テーマを「団塊世代の地域デビュー」として既存のNPOと市民との交流機会とした。40団体、212人参加。 ・NPOが主催する出前講座(市後援)に出向き、協働及び公募型補助金について説明した(6回開催)。	100%	
1	6~8	市民活動支援センターの設置 市民公益活動支援制度の導入 各種市民ボランティア制度の導入	市民生活部コミュニティ課	6	市民活動支援センターの設置・市民活動についての情報発信を行なうとともに市民の公益活動を支援するため、新たに市民活動支援センターを設置します。 市民公益活動支援制度の導入 ・新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政との協働を推進します。 各種市民ボランティア制度の導入 ・各種の事業を市民と連携して推進していくため、個人・団体等の各種ボランティア制度の導入を進めます。	公益的な市民活動を推進するための拠点として活用できる。 市民の先駆性や創造性などの創意工夫が活かされた市民公益活動を推進できる。 市民と連携して各種事業を進めることにより協働のまちづくりを推進できる。						4月	支援センターのオープン 市民公益活動を育てるための支援策の調査検討(随時)	4月 7月 10月~12月 10~3月 10月末	市民、事業者及び行政による「協働のまちづくり」の実現に向けて、NPOなどの公益的な市民活動が元気に育まれる場、市民活動の「推進拠点」として、流山市民活動推進センターをオープンさせた。 協働まちづくりの実現に向けて、公共の一翼を担う市民提案型の公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金の認定事業」をスタートさせた。応募のあった15事業に対し、公開プレゼンテーションによる審査を行い、10事業を市民公益事業として認定した。 各種市民ボランティア等の情報を交流サロンで提供した。 「NPO・市民活動はまちづくりの新たな原動力」として、NPOやボランティアなどで、地域デビューを考えている市民や活動している市民対象に、基調講演や市民活動団体が参加したパネルディスカッションを開催した。 協働まちづくりを実現するため NPO団体が主催する出前講座を後援した。(6回開催) ・市民活動の「推進拠点」として4月にオープンした「流山市民活動推進センター」の利用者アンケート調査などから、10月から利用時間帯の拡大(土・日・祝日の夜間)及び作業室の設備の充実などを図った。	100%	
1	9	タウンミーティングの拡充	企画財政部秘書広報課	7	市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。	市政に対する理解と信頼を深めるとともに市民の声を市政に反映することができる。						4月~5月 7月~9月 10月~11月	基本的には、前年度と同様のスタイルで開催するが、タウンミーティングに関するニーズに応え、内容の充実に努めている。 フリー方式のタウンミーティングを市内4~5会場で実施する。 対象者、地区限定のタウンミーティングを市内3地区で開催する。 テーマを絞ったタウンミーティングを市内4~5会場で開催し、次年度予算や今後の施策展開などに反映させていく。	5月 8月~10月 11月~12月	フリー方式のタウンミーティングを西深井地区・初石地区・東部地区・南部地区で実施 地区テーマを絞ったタウンミーティングを八木地区自治会運営会・東部地区自治会・初石東地区自治会連絡協議会等で実施 フリー方式のタウンミーティングを初石地区(1会場)・東部地区(2会場)・南部地区(1会場)・北部地区(1会場)で実施し、H19年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。	100%	
1	10	外部評価制度の実施(行政評価システムの充実)	企画財政部行政改革推進課	8	新たなマネジメントツールとして構築を進めている行政評価制度をより開かれたシステムとするため、外部評価制度について検討し、実施します。	行政評価は行政内部で行っていることから、外部評価を実施することにより、透明性・信頼性が向上でき市民にとって、より開かれた制度として充実が図れる。							平成18年度行政評価スケジュールのなかで外部評価の実施	2月 6月 7月初旬~8月中旬 8月 12月~3月	(平成17年度に外部評価の方法・内容について検討を行った結果、平成18年度は、総合計画 重点10施策について外部評価を実施することとした。) 「行政評価の外部評価について」行財政改革審議会に諮問 施策評価会議(第1次)の開催 外部評価実施(総合計画の重点10施策を対象) 「行政評価の外部評価について」答申書受理 答申書の結果を、最終的な評価結果に反映 外部評価を含めた事務事業・個別施策、施策評価結果を議会及び情報公開コーナー、ホームページで公開 行政評価の手法について先進地事例の研究及び検討	75%	アクションプログラムのスケジュール通り推進できたが、外部評価の実施期間・方法について改善の余地があり、検討する必要がある。

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							実施	実施	実施	実施	実施						
1	11	議会や審議会等傍聴等制度の充実	議会事務局	9	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	市議会や審議会の傍聴制度の充実させることにより市政の透明性を高め、市民参加を促すことができる。						4月以降随時	広報誌(議会だより)やH・Pの内容充実を図るほか、議会活動の積極的な情報提供に努める。 本会議はもとより各常任委員会・各特別委員会も原則公開としている。 本会議、各常任委員会・各特別委員会の会議録をホームページで公開している。 本会議の会議録は、情報公開コーナーをはじめ図書館等にも配架している。 議会だより等による定期的な会議開催の公表のほか、不定期に開催される委員会開催等もホームページ等で日程を公表している。	4月～10月	広報紙(議会だより)やH・Pの内容充実を図るほか、議会活動の積極的な情報提供に努める。 本会議は公開であり、各常任委員会・各特別委員会は委員長の許可により傍聴を認めている。 本会議、各常任委員会・予算・決算特別委員会の会議録をホームページで公開している。 本会議の会議録は、情報公開コーナーをはじめ図書館等にも配架している。 議会だより等による定期的な会議開催の公表のほか、不定期に開催される委員会開催等もホームページ等で日程を公表している。 平成18年第3回定例会から、議会のインターネット中継(ライブ・録画)を実施した。 広報紙(議会だより)やH・Pの内容充実を図るほか、議会活動の積極的な情報提供に努める。 3月定例会において、委員会条例の改正及び委員会傍聴規則の新規制定により、本会議同様公開とした。 本会議、各常任委員会・予算・決算特別委員会の会議録をホームページで公開している。	100%	
1	11	議会や審議会等傍聴等制度の充実	企画財政部行政改革推進課	10	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	審議会の公開や会議録を公表することにより、最新の行政情報が提供できる。						4月以降随時	「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。 特に、会議録等については、1ヶ月以内の公表を徹底する。	4月～10月	「審議会等の会議の公開に関する指針」の検討 11月 「審議会等の会議の公開に関する指針」における会議録等の作成時期に関し、「速やかに」という表現を「原則として1か月以内に」と改正した。また、「審議会等の会議の公開に関する指針」を徹底するように各課に通知した。 3月 会議録を公開していなかった21審議会等の内、個人情報等の規制がある審議会等を除き、原則、全てがホームページ等で公開した。(10審議会等)	100%	
1	12	情報公開制度の見直し	総務部総務課	11	国は情報公開法の制度運営に関する検討会を開催し、法施行後4年を目途とした見直しについて、検討を行い平成17年3月に報告書をまとめた。そこで、当該報告書に示された改善措置等を踏まえ、本市の情報公開条例の見直し等必要な措置を講じるもの。	平成17年度に予定されている国の情報公開法の改正を受け、情報公開条例の見直しを行うことにより、より適正な制度運営が可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月以降随時	文書管理システムの導入に関する検討 情報提供の対象文書の検討及び情報公開コーナーの資料充実を図る。	4月～10月	平成20年度に文書管理システムの導入を位置付けていることから、文書の管理方法及び情報公開用の文書目録のあり方について検討。また、10月から県内の一部団体で「ちば電子申請・届出サービス」がスタートしたことから、後期においては、電子申請の利用状況、問題点等について情報収集を行う。 情報公開の対象となった公文書について、情報提供が可能なものは情報公開コーナーに配架し、閲覧ができるよう担当課に対し指導する等、情報公開コーナーの資料の充実を図った。 なお、国においては、検討会から報告のあった事項について、法の改正はされていない。 文書管理システム(デモ)の提示を受け、検討したほか、県内の「ちば電子申請・届出サービス」の利用状況等について情報収集した。 また、継続して、情報公開コーナーの資料の充実を図るとともに、配架資料の取捨選択、分類方法の変更等について検討をした。 第2庁舎の建替事業が検討されているため、その結果に応じ、情報公開コーナーの移転時に実施できるよう検討を重ね	100%	
2	13	分かりやすい財政情報の提供	企画財政部財政課	12	市の「バランスシート」、「財政の現状と見直し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。特に、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけます。	広報紙やインターネットなどで市民に分かりやすい市政情報の提供に努めることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月	新年度流山市予算に関する説明書をホームページに掲載	4月	平成18年度予算の内容をホームページに掲載	100%	(特記事項) これからも財政の現状と見直し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供します。
												7月	広報に財政事情の公表を掲載	7月	広報に財政事情の公表を掲載 なお、掲載にあたっては、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけた。		
												10月	前年度決算統計データによりバランスシート、行政コスト計算書等各种資料作成・開示	12月	平成17年度決算の内容をホームページに掲載 平成17年度決算の内容を広報に掲載 平成18年度予算の執行状況を広報に掲載 広報に財政事情の公表を掲載		
												12月	広報に財政事情の公表を掲載		平成18年度決算の内容をホームページに掲載		
												3月	新年度当初予算案を広報に掲載	2月 3月	平成19年度予算の内容をホームページに掲載 平成19年度予算の内容を広報に掲載		

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							実施	実施	実施	実施	実施						
2	14	行政コスト計算書の作成・開示	企画財政部財政課	13	人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。	行政コスト計算書を作成し、人件費や給付サービスなどのコストを明らかにすることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	実施	実施	実施	実施	実施	10月	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成・開示 解説書、データ分析等の更新	4月～10月	決算統計データによりバランスシート及び行政コスト計算書(総務省式)の作成及び開示の準備を行った。	100%	
2	15	財務指標の改善	企画財政部財政課	14	重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。また、監査機能については15%未満に抑制するよう努めます。	経常収支比率、公債費負担比率などの各種財務指標の改善に努めることにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	通年	経常経費の執行にあっても、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の削減に努めるとともに、予算執行残額を極力残すよう努め安易な流用等を排除する。 また、極力地方債の発行を抑制するとともに、良質な地方債の発行に努める。	通年	予算の執行に当たって、事業の進捗状況の確認と適正な予算管理に努め、流用又は予備費充当が発生しないよう計画的な執行をするよう指導した。(平成18年度の度財政指標については、現在決算状況調査表作中であり、7月下旬にまでに作成します。)  (参考) 平成16年度経常収支比率=89.9% 平成17年度経常収支比率=87.3% 前年度比 2.6%減  平成16年度公債費負担比率=13.3% 平成17年度公債費負担比率=12.4% 前年度比 0.9%減	100%	
2	16	財政悪化防止策の強化	企画財政部財政課	15	総合計画に基づき厳選した事業を実施し、人件費・物件費・公債費等を抑制し、基金(積立金)を充実させます。また、監査機能の充実に努めます。	事業の厳選や人件費・物件費・公債費等の抑制といった各種財政悪化防止策を強化することにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	通年	限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民ニーズの高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行を推進する。	通年	予算計上に当たっては、総合計画及び実施計画に位置づけられた事業についてのみ計上することとしたほか、行政評価システムにより各事業の優先度評価を行って事業を厳選した。	100%	(特記事項) 今後も引き続き、事業の厳選や人件費・物件費・公債費等の抑制といった各種財政悪化防止策を全庁的に行っていきます。
2	17	受益者負担の見直し	企画財政部企画政策課	16	施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行いません。	施設利用料金等について適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	検討	検討	検討	実施	実施	4月～12月 4月～3月 10月 1月～3月	ガイドラインの検討・作成 市職員、教職員等公共施設内駐車可否並びに有料化及び実施時期について協議・検討 まちづくり達成度アンケートに合わせて公共施設のアンケート調査の実施 公共施設検討委員会において受益者負担の見直しの検討	4月～12月 4～3月 10月 11月～3月	ガイドラインの検討・作成 市職員・教職員等公共施設内駐車可否並びに有料化及び実施時期について協議・検討 まちづくり達成度アンケートに合わせて公共施設のアンケート調査の実施 有料化ガイドライン(案)を作成 このガイドライン(案)に沿って、公共施設駐車場の有料化及び施設の有料化等について協議・検討	75%	施設利用料金を公共施設検討委員会等で慎重に審議したため、導入時期が遅延した。
2	18	企業誘致の促進	産業振興部商工課	17	安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。	企業誘致を促進することにより地域経済の活性化が図られる。また、安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	4月以降随時	企業立地優遇措置制度をPRし、企業を誘致 企業情報の収集(市民サポーター)	4月 6月 7月 9月 10月 3月	流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則施行。 企業立地優遇措置制度(流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則)に関する情報を広報ながれやまに掲載し、周知及びPRを行った。 第1回流山市企業誘致市民サポーター会議を開催し、情報及び意見交換を行った。 第2回流山市企業誘致市民サポーター会議を開催し、情報及び意見交換を行った。 企業立地優遇措置制度(流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則)に関するホームページを公開し、PRに努めた。 市議会に誘致した企業2件の報告をした。 第3回流山市企業誘致市民サポーター会議を開催し、情報及び意見交換を行った。(17件の企業情報が報告された) 第4回流山市企業誘致市民サポーター会議を開催し、情報及び意見交換を行った。(13件の企業情報が報告された) 市議会に誘致した企業等を4件報告した。	100%	



方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)					
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容							
							実施	実施	実施	実施	実施											
2	19	市税収納率の向上	総務部税制課	18	税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。						17	18	19	20	21	4月	基本姿勢 文書催告・面接指導を充実し、自主納付体制を促進する。文書催告等により納付に応じない納税者に対しては、迅速かつ適正な滞納処分を執行する。 ・具体的方向性 高額滞納者の滞納整理強化。特別徴収義務者への滞納整理強化。地方税法に基づく滞納処分停止等の促進。情報収集能力の向上。債権差押の促進。現年度課税分の早期着手と徴収強化	11月	財産調査件数・・・1,380件 滞納処分件数・・・123件	100%	
2	20	収納機関の拡大の検証	企画財政部財政課	19	市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について、その導入の可否を検証します。	市民の利便性向上と安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	検討										4月	市民の利便性向上とコンビニエンスなどの収納機関の拡大及び納税通知書の変更に伴うシステム変更に伴うコストを総合的に検討し、平成18年度からのコンビニエンスストアにおける収納事務導入は見合わせることにした。	11月	(平成17年度の検討結果:市民の利便性向上とコンビニエンスなどの収納機関の拡大及び納税通知書の変更に伴うシステム変更に伴うコストを総合的に検討し、平成18年度からのコンビニエンスストアにおける収納事務導入は見合わせることにした。)  市民の意向及び近隣市の動向の把握に努めている。	完了	
2	21	人件費の抑制(再掲)	総務部人事課	20	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当の適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	4月	改定後の給与制度施行(各種手当及び給与改定分)	11月～3月	給与構造改革に基づく給料表の改正(削減化)等について12月議会で条例案を上程し平成19年4月1日から施行した。給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。現給保障(現在の給料額を保障する)のため、当面は直接的な削減額は出ないが、定期昇給しても実質増額はしないため、抑制額として約6千万円の効果があった。	100%						
2	21	人件費の抑制(再掲)	企画財政部行政改革推進課	21	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当の適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	4月以降随時	*「今後の行財政運営」は、次のような発想で取り組んでいく。 限られた職員数でも、市民サービスの維持向上を図れるよう、職員の自覚を促し、常に、事務事業の効率性と、改善策を検討していく(行政評価システムを中心とした行財政運営の確立により実践)。 費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングの導入を推進する(定員適正化計画・アウトソーシング計画により実践)。  「今後の行財政運営」を着実に実践していく。	11月	・アウトソーシング計画は、次のように進めている。 平成19年度から実施を予定している事業(13事業)  平成19年度から実施をする事業の公表等 11月に対象事業の概要を公表 1月に選考基準を公表 平成19年4月～対象事業者を募集する	75%	安心安全なまちづくりを行ううえで必要な人員配置を行った結果、計画人員を上回ることとなった。 今後は、事務事業の見直しやアウトソーシング計画の推進により定員の適正化に努めたい。					



方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)	
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容			
							実施	実施	実施	実施	実施							
2	22	公用自動車のリース化・小型化の推進	総務部管財課	22	公用自動車について経費の削減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。	公用車両の一括管理やリース化・小型化によって経費の削減を図る。							10月 4月～10月 4月～10月 3月末	平成18年4月1日現在の公用車台数(226台) ・共用車 管財課で一括管理し、各課が共同で使用する車両 48台(共用車:軽9台、小型車38台、普通車1台) ・専用車 特別職専用車、消防車両等利用目的を特定している車両 178台(特別職専用車4台、消防車両55台、福祉車両30台、小中学校等連絡用車両(各施設に配備)22台等)  公用車両の共有化 ・稼働率の低い専用車を共用車へ移管する  公用車両の削減 ・老朽化等により廃止する車両数に対し、必要最小限の車両数を導入(リース化・小型化)する。 公用車両の一括管理(共用車:軽9台、小型車38台、普通車1台の計48台)専用車(特別職専用車4台)	10月 4月～10月 4月～10月 3月末	公用車の今後の取り扱いについて決定する「公用車対策プロジェクト会議」を予算編成前に開催し、公用車両の現状把握を行うとともにリース化や小型車両化について再確認を行った。  公用車両の導入・廃止状況 ・導入・・・15台(うちリース車両は12台) ・廃止・・・排ガス規制や老朽化等により14台廃止(共用車2台、専用車12台)  専用車から共用車への移管・・・2台  平成19年3月31日現在の公用車台数(223台) ・共用車・・・管財課で一括管理し、各課が共同で使用する車両46台 ・専用車・・・特別職専用車、消防車両等利用目的を特定している車両 177台(特別職専用車4台、消防車両55台、福祉車両32台、小中学校等連絡用車両(各施設に配備)23台等) 公用車両の共有化 ・専用車から共用車への移管台数・・・3台 公用車両の削減・導入 ・導入・・・19台(うちリース車両は13台) ・廃止・・・排ガス規制や老朽化等により22台廃止(共用車3台、専用車19台)	100%	
2	23	物件費の抑制	企画財政部財政課	23	賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の削減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。	物件費は、人件費の抑制に伴う賃金・委託料の増加等、今後の増加要因は多いが、地道な削減努力を続け、経常収支比率の抑制に結び付けたい。						通年 通年	10月	関係部局と連携し、職員数減少に起因する臨時職員の適正配置により、賃金を節減する。  関係部局と連携し、委託事業の内容を精査した上で、あらゆる方法で委託料を削減する。	通年 10月	臨時職員の適正配置と委託内容の精査、3社以上の見積書徴収及び随意契約から入札に切り替える等コスト削減に努めた。  平成19年度予算編成において、昨年度に引き続き施策別枠配当方式を導入、行政評価の手法により事業を厳選することにより物件費の抑制に努めた。また、平成19年度の随意契約を見直すため、予算編成段階から契約係と協議をさせることとした。	75%	物件費としては前年度と比較して横ばいであるが、削減項目の臨時職員賃金は3,500万円、委託料についても300万円程度増加しているため、進捗度は75%とした。 ・改善策 賃金については更なる職員の意識改革。委託料については事業内容の精査したうえでの仕様書の見直し。 ・行政で出来るもの、出来ないものを更に明確化する。
2	24	公債費の抑制	企画財政部財政課	24	財政の硬直化を招かないようにするため、地方債については、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の発行は厳選します。17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指します。	17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指し、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制に結び付けたい。						通年	5月 7月 8月	地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努力する。  平成21年度までの5年間における地方債発行額を、平成16年度までの5年間における地方債発行額より、10%削減するように努める。	通年	県に、18年度の起債事業計画書を提出し、ヒアリングを受けるとともに、県の起債発行同意を受けた。	75%	単年度ベースで考えれば、発行額は前年度と比較して5億5千万円の減、比率にすると20%を削減しているが、21年度までの5年間ということで、進捗度を75%とした。  平成17年度市債額 = 27億8千万円 平成18年度市債額 = 22億3千万円 差額 5億5千万円
2	25	負担金・分担金の見直し	企画財政部財政課	25	各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の削減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。	各種団体や協議会等の理解のもとに負担金・分担金を抑制し、経常収支比率の抑制に結び付けたい。						通年	10月～	各種団体や協議会等の負担金・分担金については、安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図る。	10月～	平成19年度予算編成を通じ、各種団体や協議会等の負担金・分担金の内容を精査するとともに予算執行を適正に行うよう指導した。	100%	

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)																																										
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容																																												
							検	実	実	実	実																																																
2	26	補助金の見直し	企画財政部財政課	26	団体運営補助金や市単独助成補助金は、いったん白紙に戻し、制度内容については見直しを行います。また、新規の補助金については公募制を採用するなど、公平で透明な交付に努めます。	公募制の導入など公平で透明な補助金の交付に努めるとともに、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	検	実	実	実	実	通年	平成17年5月の補助金等審議会答申を受け、新しい補助金制度について検討し、市としての補助金等適正化システムを確立し、内容の見直しを行った。(平成17年度) 「流山市民活動団体公益事業補助金制度」については、公募制度を採用した。(平成17年度) 新しい補助金制度により補助金の適正な執行を行う。	4月～5月 12月～1月	(平成17年度の実施結果:新しい補助金制度について検討し、市としての補助金等適正化システムを確立し、内容の見直しを行った。) 「流山市民活動団体公益事業補助金制度」については、公募制度を採用した。 流山市民活動団体公益事業補助金の申請があった10件について、補助金等審議会に諮問し、答申を得る。 平成19年度予算要求に当たっての担当課の見解、補助金の改革すべき点を補助金等調査表・補助金等適正化実行プランにより、123件の補助金を調査した。 平成19年度予算に係る補助金等(新規15件・増額36件)を補助金等審議会に諮問し、答申を得る。	100%																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">平成19年度当初予算編成時において要求があった補助金 (単位:千円)</th> </tr> <tr> <th>件名</th> <th>要求額</th> <th>決定額</th> <th>前年額</th> <th>比較</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増額分</td> <td>748,854</td> <td>748,079</td> <td>684,515</td> <td>63,564</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>減額分</td> <td>146,970</td> <td>146,970</td> <td>163,020</td> <td>-16,050</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>新規分</td> <td>98,549</td> <td>98,549</td> <td>0</td> <td>98,549</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>廃止分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,727</td> <td>-1,727</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>変更なし分</td> <td>77,100</td> <td>77,100</td> <td>77,100</td> <td>0</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,071,473</td> <td>1,070,698</td> <td>926,362</td> <td>144,336</td> <td>121</td> </tr> </tbody> </table>												平成19年度当初予算編成時において要求があった補助金 (単位:千円)						件名	要求額	決定額	前年額	比較	件数	増額分	748,854	748,079	684,515	63,564	36	減額分	146,970	146,970	163,020	-16,050	19	新規分	98,549	98,549	0	98,549	15	廃止分	0	0	1,727	-1,727	3	変更なし分	77,100	77,100	77,100	0	48		1,071,473	1,070,698	926,362	144,336	121
平成19年度当初予算編成時において要求があった補助金 (単位:千円)																																																											
件名	要求額	決定額	前年額	比較	件数																																																						
増額分	748,854	748,079	684,515	63,564	36																																																						
減額分	146,970	146,970	163,020	-16,050	19																																																						
新規分	98,549	98,549	0	98,549	15																																																						
廃止分	0	0	1,727	-1,727	3																																																						
変更なし分	77,100	77,100	77,100	0	48																																																						
	1,071,473	1,070,698	926,362	144,336	121																																																						
2	27	各種基金の見直し	企画財政部財政課	27	各種基金について経費の節減を図るために、現在の実情に応じてその必要性を全庁的に再検討し、必要な見直しを行ないます。	各種基金の目的を現在の実情に応じて見直すことにより、基金をより有効に活用することができると見込める。	実	実	実	実	実	通年	随時、基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指して、常に必要な見直しを継続していく。	通年	(平成17年度の実施結果:「流山市民病院等保健医療施設整備基金」、「流山市民社会福祉基金」及び「流山市民地域福祉基金」の3基金については、基金の目的、内容及び実情を総合的に見直し、平成18年3月に「流山市民健康福祉基金」に統合した。) 基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を目指している。	100%																																											
2	28	土地取得特別会計	企画財政部財政課	28	特別会計の役割が終了する時点で廃止するよう検討します。	適正な会計管理が執行できると見込める。	検	実	実	実	実	通年	当初予算編成において、新川耕地周辺道路を整備するための用地取得を実施することになり、その財源を地方債で賄うことになった為、平成18年度は引き続き土地特別会計を継続することとした。	12月	地方債を発行しないで用地取得することにしたことに伴い、平成18年度で特別会計を廃止(12月議会で可決)	完了																																											
2	28	西平井・鱈ヶ崎土地区画整理事業特別会計	都市整備部西・鱈事務所	29	適切な事業費算出に基づき、一般会計繰入金及び地方債のあるべき財源配分に留意します。	事業の早期終了を目指すため、事業費を増額し執行することができる。	検	実	実	実	実	通年	西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事業計画及び実施計画変更の検討(保留地処分等の実績を踏まえた資金計画の検討・保留地処分計画等の検討)	9月 3月	保留地販売を共同分譲方式で販売開始。今後作成する事業計画(実施計画)変更に係わる資金計画の保留地処分金額について検討することができた。 事業の期間延伸に伴う資金計画の作成において、保留地の実勢価格を考慮し作成することができた。 必要な財源の配分としては、一般会計繰入金(繰入金)の増額等が明らかになった。	100%																																											
2	28	国民健康保険特別会計	市民生活部国民年金課	30	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	実	実	実	実	実	通年	公平な受益者負担の観点から、収納率向上の体制強化(収納指導員だけではなく職員による納付相談はもとより、班体制での滞納整理及び差し押さえ等の実施)医療費の増大に伴う生活習慣病の予防(食生活改善事業)の充実	4月～10月 11月～3月	納付の公平性を保つため、滞納者には弁明書の提出を求め実情を把握するとともに、納付相談を積極的に行った。また、応答の無いものには、債権、勤務先、資産等を調査し、差押催告書等を発送するほか、電話債権の差し押さえを実施した。 医療費削減対策については、「健康を支える栄養学」を通して市民が健康で快適な生活が送れるよう、調理実習、学習会等を頻繁に開催した。 収納率向上を目指し、滞納者の個々の状況に応じて11月、2月に有効期限の短い短期保険証を発行し、保険料の確保に努めた。 また、12月には資格証明書を発行し、更に、保険料の確保に努めた。 17年度赤字補てん分繰入れ 3億3,500万円	100%																																											
2	28	介護保険特別会計	健康福祉部介護支援課	31	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検	実	実	実	実	4月～	地域支援事業の実施(介護予防事業・包括的支援事業)	4月～10月	要支援・要介護状態になることを予防するため、地域支援事業を実施した。 ただし、介護予防事業のうち、通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔の向上事業)については、11月末からの実施予定。 包括的支援事業実施のため、それぞれ3名の専門職を配した「地域包括支援センター」を市内に4箇所創設した。 高齢者の自立支援をより一層推進するため、介護予防事業を身近な場所で実施できるよう既存福祉会館(5箇所)を手すりや段差解消等の改修準備に向け進めた。 新予防給付事業者としては、既存の介護サービス事業者数とほぼ同数の事業者が指定を受けている。また、地域包括支援センターとの連携に基づき、専門職によるリハビリ、機械、音楽、レクリエーション等の多種多様な方法を取り入れた介護予防サービスが市内の各地域で実施した。	100%																																											
												7/16																																															

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検討	実施	実施	実施	実施						
2	28	老人保健医療特別会計	健康福祉部高齢者生きがい推進課	32	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討	実施	実施	実施	実施	通年	国保分及び社保分のレセプトの縦覧による内容点検を実施。	4月～10月	国保・社保分レセプト縦覧点検3,775件を実施した。	100%	
												通年	保健師等による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導を実施。	4月～10月	保健師による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導54件・電話相談14件を実施した。		
												通年	資格点検を行い、負担割合等による医療費の適正化を図る。	4月～10月	資格点検による負担割合等の過誤調整処理435件を実施した。		
														11月～3月	国保・社保分レセプト縦覧点検4,256件を実施した。		
														11月～3月	保健師による重複受診者・頻回受診者に対する訪問指導29件・電話相談8件を実施した。		
														11月～3月	資格点検による負担割合等の過誤調整処理1,095件を実施した。		
2	28	公共下水道特別会計	土木部下水道業務課	33	下水道事業運営審議会の中で、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行い、健全かつ円滑な事業執行を図ります。	下水道事業運営審議会の中で、下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行うことにより、今後の下水道事業の円滑な執行が見込める。	実施	実施	実施	実施	実施		平成18年度末の下水道普及率(目標値) 59.4%	4月～10月	(平成17年度の実施結果:平成17年10月1日から下水道使用料を平均9.3%引き上げた。)	100%	
														11月～3月	適正な財源の確保と効率的な事業執行により整備区域の拡大(平成17年度に沿線整備区域を含め約69haが供用開始区域となる。)を図り、土地の活用を促したことで、平成18年度10月末で下水道普及率が63%となる。 平成18年度後期も整備区域の拡大を図ったことにより、平成18年度末の下水道普及率が目標値を上回る64.3%となった。 また、平成18年度の1件・1か月当たりの平均下水道使用料は、前年度比約4%増となった。		
2	29	水道事業会計	水道局庶務課	34	水道事業経営の効率化を更に推進するため、現行の浄水場運転委託から、浄水場の維持管理までを委託する第三者委託に切り替え、その後も、浄水場部門以外の工務給水課や業務課の業務の一部を含めた事業の包括委託を推進します。	(浄水場運転管理等業務委託) 運転のみの委託から、施設管理、薬品調達、小規模修繕を含む委託契約となり、施設の効率的な運用が図れる。 (水道料金等徴収業務委託) 平成18年4月に委託業務開始となるが、民間委託により、人員の削減が図れる。(対17年度比3名減)(対16年度比7名減)	検討	実施	実施	実施	実施	4月	浄水場の包括的民間委託実施	4月	浄水場の包括的民間委託実施 浄水場運転管理業務、設備機器保全管理業務、薬品調達管理業務及び小規模修繕業務を委託し、施設の効率的な運用を図った。 (平成18年度～20年度の3カ年)	100%	
														4月	水道料金等徴収業務の民間委託実施 検針から徴収に至る一連の業務を包括委託し、業務の効率的処理を推進するとともに利用者サービスの向上を図った。 (平成18年度～22年度の5カ年)		

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検討	実施	実施	実施	実施						
2	30	土地開発公社	総務部管財課	35	関係法令に沿い適切に事業を推進するとともに、各種経費の削減に努めます。	市の外郭団体として適正な運営が図れる。						9月	市道及び都市計画道路用地の5筆の買戻しを実施する。	9月～3月	実施済み 本年度内に土地開発公社から5筆、面積2,210.09㎡、金額372,249,082円	100%	
2	31	流山・相馬ふるさと振興公社	市民生活部コミュニティ課	36	相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。	市の外郭団体として適正な運営が図れる。							平成17年10月に経営診断結果の報告・分析がなされ平成19年3月までに経営の廃止も視野に入れ慎重に検討することとなった。(平成17年度)	4月～10月 3月	(平成17年度の実施結果:平成17年10月に経営診断結果の報告・分析がなされ平成19年3月までに経営の廃止も視野に入れ慎重に検討することとなった。) 平成17年度の経営診断の結果を踏まえ、相馬市との協議において、今後の施設運営の中止も視野に入れ検討 平成19年度の指定管理者として指定される	50%	平成17年度の経営診断の結果を踏まえ、相馬市との協議を行い施設廃止も視野に入れ検討してきたが、事務処理、財産処分に関する期間や議会等関係機関との調整を考慮し、施設の廃止・存続の決定には至らなかった。
3	33	*項目32「行政評価システムを活用した事務事業の見直しの推進」と内容が重複するため統合	行政評価システムを活用した全事務事業の見直し	38	効率的な行政運営を推進するため、PLAN(計画)、DO(執行)、SEE(評価)のマネジメントサイクルによる行政評価システムを活用し、毎年、全ての事務事業の見直しを行い、行政改革実施本部で進捗状況の管理を行います。なお、評価結果は、市民に公開します。	事務事業は施策を達成させるための手段と考える行政評価システムの発想を定着させることにより、財政事情やまちづくりの進捗度を視野に入れ、本市の実情に即した事務事業が選択できる。						5月 7月 8月～9月 10月 10月～11月 12月	行政評価説明会 施策主管課長会議(第1次評価)(事務事業評価、施策・個別施策評価) (仮称)施策主管部長会議(第2次評価) 庁議((仮称)総合計画主管部長会議の結果を基に、平成17年度の施策評価・事務事業評価と、平成19年度以降の総合計画実施計画の方針、施策単位の枠配分額を決定する。) 庁議(平成19年度以降の総合計画実施計画の方針・予算編成方針・施策単位の枠配分額を示達する。) 事務事業優先度会議(施策枠配当額、平成17年度の施策評価・事務事業評価結果を基に、事務事業優先度評価を行い、平成19年度に実施する事務事業を厳選する。) 予算額を固める	5月 7月 7月～8月 8月 10月～11月 11月	行政評価説明会の開催し、本年度行政評価スケジュールについて説明するとともに全ての事業について改革案を作成し、推進するように依頼 施策評価会議(1次評価) 施策評価会議(2次評価) 行政改革実施本部(兼庁議)において、総合計画36施策の課題及び方向性について総括 庁議(平成19年度以降の総合計画実施計画の方針・予算編成方針・施策単位の枠配分額を示達する。) 事務事業優先度会議(施策枠配当額、平成18年度の施策評価・事務事業評価結果を基に、事務事業優先度評価を行い、平成19年度に実施する事務事業を厳選する。) 全課に対し平成18年度以降においても、引き続き、改革を推進するよう再要請(平成18年度改革推進結果及び効果額については、取りまとめ後、平成19年7月に情報公開コーナー、ホームページ等により公表予定。)	75%	アクションプログラムのスケジュール通り推進できたが、更に全庁的な改革改善運動にむすびつけていく必要がある。
3	34	入札等契約制度の改善	総務部管財課	39	入札監視委員会により、公平・公正な入札執行に努めます。また、入札情報をホームページに掲載し透明性を確保します。	入札監視委員会の設置及び入札情報のホームページ掲載により、入札・契約事務のより一層の透明性・競争性の確保が可能となる。						随時	入札情報の公開	4月～10月 10月 3月	(平成17年度の実施結果:入札情報の公開、入札監視委員会を開催した。) 入札制度の透明性と競争性を高めるため、平成16年3月から建設工事における一般競争入札の対象額をそれまでの1億5千万円以上から5千万円以上としたが、更に、平成18年4月からは3千万円以上とした。 また、これまで随意契約で業者を決定していた業務についても極力入札制度を取り入れるため、所管課から随意契約事前協議書を提出させ契約の理由についての精査を行うこととした。 入札監視委員会を開催し、平成17年度後期に契約した工事案件の内容審査を実施した。また、同委員会会議録をホームページで公開した。 入札終了の都度、結果をホームページで公開した。工事案件では、応札分布図を添付し、よりわかりやすい情報公開に努めた。	100%	
3	35	電子入札制度の導入	総務部管財課	40	入札契約事務の効率化と適正化を図るため、電子入札制度を導入します。	入札事務手続きの電子化を図ることで、民間事業者がインターネットを活用して入札業務に参加する機会の拡大が図られる。これにより、競争性の促進、事務の効率化及び入札業務の透明性・公平性の確保が可能となる。						4月～3月	電子入札の実施(建設工事) 事業者への電子入札導入に向けての研修等 電子入札システムの配備	11月～3月 1月	電子入札システムを使用して平成19・20年度の競争入札参加資格申請を平成18年11月から2月までの間延べ件数3,619件を受け付けた。 仮想案件で土木一式工事の模擬入札を実施した。	100%	

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)								
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容										
							実施	実施	実施	実施	実施														
3	36	アウトソーシングの推進	企画財政部行政改革推進課	41	アウトソーシングについては、経費の削減だけでなく、市民参画の観点を取り入れた、アウトソーシング計画に基づき、積極的に推進します。	職員数が減少していく中で、アウトソーシングを進めることにより、公共サービスの維持向上、市民との協働、更にはスリムな組織の実現など、効率的・効果的な公共サービスの提供が可能となる。							11月	「今後の行財政運営」を着実に推進していくために、定員適正化計画とアウトソーシング(市民による業務参加)計画を整合させ、実践していく。  * 「今後の行財政運営」は、次のような発想で取り組んでいく。 限られた職員数でも、市民サービスの維持向上を図れるよう、職員の自覚を促し、常に、事務事業の効率性と、改善策を検討していく(行政評価システムを中心とした行財政運営の確立により実践)。 費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングの導入を推進する(定員適正化計画・アウトソーシング計画により実践)。	11月	アウトソーシング計画は、次のように進めている。 平成19年度から実施を予定している事業(13事業)  平成19年度から実施する事業の公表等 11月に対象事業の概要を公表 1月に選考基準を公表(広報誌1月15日号) 市民による業務参加の提案募集(広報誌3月15日号) 平成19年4月～対象事業者を募集	75%	平成18年度のアウトソーシングの推進はスケジュール通り達成できたが、更に平成19年度に実施している「市民からの提案募集」の提案内容を参考とした第2次アウトソーシング計画を策定し、更なる推進を図ることとする。							
3	37	市有財産の有効活用	総務部管財課	42	市有財産について、将来にわたる活用の可能性も含め検討し、売却・賃貸・転用するなど有効活用を促進します。	市有地の売却及び賃貸を進めることで、維持管理経費の削減及び一般財源の確保が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	4月	流山500-31(旧柳田団地跡地)の土地活用方針の決定	7月	流山500-31(柳田団地跡地)、駒木台207-10(北分校跡地)及び、流山965-1(旧栗本鉄工所跡地・新東谷市有地)の最終的な土地活用方針は決定していないが、次のとおり協議・調整を進めている。  当該用地の一部については、民間企業に有償貸付している。(4,921.91㎡のうち貸付面積2,359.73㎡、3件10,859,133円)	11月	平成18年11月21日政策調整会議において、公用地として活用する可能性もあり、他の用途に活用する場合は短期貸付に限る、と決定した。	6月	当該用地の一部については、社会福祉法人流山市社会福祉協議会から福祉作業所等の建設用地として打診され、土地使用貸借契約を締結した。(7,729.68㎡のうち1,787.29㎡)	12月～3月	本年12月、3月に地元住民等(東谷自治会)へ説明会。当該新東谷市有地の一部については、調整池として活用するため地元住民等へ構造、規模等について概要説明。	3月	一般競争入札を実施し、18区画、4,418.01㎡を売却して794,641,280円の収入となった。	75%	流山500-31(柳田団地跡地)の土地について、2,562.18㎡の土地の活用が図れなかったため75%とした。
3	38	公共施設等の有効活用	企画財政部企画政策課	43	全ての公共施設について、利用促進及び有効活用を図るため、多角的な検討を行い、管理運営方法等の見直しを行います。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が可能となる。また、小山小学校・十太夫福祉会館についてPFIを導入したことで、建設費及び維持管理経費の削減が図られる。	検査 実施	検査 実施	検査 実施	検査 実施	検査 実施	11月～3月	*公共施設の有効活用については庁内組織である公共施設検討委員会で協議・検討する。 *管理運営等については、次の方法の導入を検討し実施する 指定管理者制度の導入 NPO・市民との協働の推進 PFI制度の活用	4月	指定管理者制度スタート(第1部)	9月	指定管理者制度スタート(第2部) 第2部でスタートする施設については、平成17年度のスケジュールを半年遅らせ実施する。	11月～3月	*公共施設の有効活用については庁内組織である公共施設検討委員会で協議・検討する。 *管理運営等については、次の方法の導入を検討し実施する 指定管理者制度の導入 NPO・市民との協働の推進 PFI制度の活用	第1部、第2部という、区分けを行わず、平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入した。	100%				
3	39	公共施設における指定管理者制度の導入	企画財政部企画政策課	44	公共施設における指定管理者制度について、効率性やコストの分析を踏まえ、利用する市民の視点から検討し、導入します。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が図られる。また、制度導入後の状況を検証していくことで、利用者の視点に立った施設運営が可能となる。	検査 実施	実施	実施	実施	実施	4月	*指定管理者の受け皿となり得る団体等の育成に努めます。	4月	指定管理者制度スタート(第1部)	9月	指定管理者制度スタート(第2部) 第2部でスタートする施設については、平成17年度のスケジュールを半年遅らせ実施する。	4月	第1部、第2部という、区分けを行わず、平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入した。	100%					
3	40	相馬ユートピアの管理運営の見直し	市民生活部コミュニティ課	45	相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。(再掲)	市民の福利厚生施設としての役割が薄れつつあり、維持管理経費も増高傾向にあることから、施設のあり方を見直すことで、経費の節減が図られほか、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検査 実施					4月	平成17年10月に経営診断結果の報告・分析がなされ平成19年3月までに経営の廃止も視野に入れ慎重に検討することとなった。(平成17年度)	4月	指定管理者制度導入 経営診断の結果を踏まえ、指定管理者指定期間を1年間とした。	8月	相馬市との協議 相馬市は継続を希望	10月	相馬市との協議 相馬市：継続を希望するが、流山市の意向に沿う。	3月	H19年度の指定管理者制度導入	50%	平成17年度の経営診断の結果を踏まえ、相馬市との協議を行い施設廃止も視野に入れ検討してきたが、事務処理、財産処分に関する期間や議会等関係機関との調整を考慮し、施設の廃止・存続の決定には至らなかった。		

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)	
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容			
							検討	検討	実施	検討	実施							
3	41	市立幼稚園の見直し及び幼児教育研究室の設置	学校教育部学校教育課	46	市立幼稚園協議会の答申を踏まえ、民間活力の導入の充実を図るとともに、公立幼稚園の機能を幼児教育研究室に集約し、公・私立の区別なく幼児教育の推進に資する。なお、幼児教育研究室は新しい小山小学校に設置する。	幼児教育研究室の設置により、全学的・総合的な立場から小学校や保育所、私立幼稚園とも連携し、園児の指導はもとより、幼保一元化の研究、教職員の研修や教育情報の発信、子育てにかかる相談や集いの場の提供など、幅広く市民の子育てを支援することが可能となる。						4月 11月～3月 3月	(仮称)幼児教育研究センターに係る訂正・修成 幼児教育基本計画の策定のための情報収集 市立東幼稚園廃園	4月～10月 11月～3月 3月	(仮称)幼児教育研究センターについては、平成18年7月21日付けの「(仮称)小山小学校校舎建設等PF事業実施方針」に設置が位置付けられたことから、名称を「幼児教室研究室」として小山小学校に併設すべく整備を進めることとなった。 また、幼児教育基本計画は、策定に着手して間もないことと新たな国や県の施策など社会状況等の把握につとめたい。 幼児教育基本計画策定のため、情報収集に努めた 市立東幼稚園廃園	100%		
4	42	人材育成と職員の意識改革	総務部人事課	47	新たに発生する行政課題や直面する諸課題に積極的に取り組み解決していく姿勢と能力を持つ人材の確保・育成・活用に努めます。	人材育成と職員の意識改革を進めることで、市民に役立つ職員が増加し、公共サービスの向上に寄与する。							8月 9月 11月 通年 通年 通年	人材育成基本方針に基づき下記事項を実施 派遣研修(市町村アカデミー)のレポートをグループウェアで発表 採用試験に際し一次試験は共通試験を採用し2次面接試験において民間人を含めた採用委員会の設置により透明性のある採用試験を実施 人材の育成については、経歴管理の有効活用とJOBローテーションにより若手職員の能力向上を図る。 専門性を備えた職員養成、研修制度の充実(別添職員研修制度の充実による。)、研修成果等発表の場を提供 人材の活用については、広角的人事配置の採用、自己申告制度の充実、希望降格制度を活用	8月 9月 11月 通年 通年 通年	市町村アカデミーのレポートをグループウェアで発表した。 採用試験に際し1次試験は共通試験を採用し、2次面接試験においては民間人を含めた採用委員会の設置により透明性のある採用試験を実施した。 人材の育成については経歴管理の有効活用とJOBローテーションにより若手職員の能力向上を図るよう人事異動に配慮した。 自治大学校の派遣職員は内部研修講師として研修成果等の発表の場を提供した。 自己申告制度の充実及び希望降格制度を活用した。	100%	
4	43	職員研修制度の充実	総務部人事課	48	自主研究、職場研修、職場外研修の3つの柱を基本として、体系的で効果的な研修を行なうため、研修計画を策定します。	職員研修制度を充実させることにより、直面する行政課題や諸課題に的確に対応することが可能となる。							4月～3月	研修計画に基づく(1)自主研究 (2)職場研修 (3)職場外研修 の実施	4月～3月	(1)自主研修 延べ41件(H17:26件) (2)職場研修 各所属で随時実施 (3)職場外研修 ・派遣研修 千葉県自治専門校17名ほか計29名(H17:32名) ・委託研修 10課程 合計514名(H17:368名)	100%	(1)自主研修 平成19年度においては一般職の約10%の60名を目標とする。
4	44	研修成果等発表の場の提供	総務部人事課	49	研修や自主研究で得られた成果について、発表の場を設けることにより、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その成果を庁内に普及させます。	研修成果を発表する機会を提供することで、職員個人の成長を促すことにより、職場内の意識改革が図られる。							8月 11月	派遣研修(市町村アカデミー)のレポートをグループウェアで発表 自治大学校派遣研修の成果について庁議で発表	8月 12月	市町村アカデミーのレポートをグループウェアで発表した。 自治大学校派遣研修の成果について庁議で発表し、評価を得た。	100%	
4	45	人事評価の実施	総務部人事課	50	事業や能力を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価システムを導入します。	業績や能力に基づいた人事評価制度を取り入れ、人事や給与に反映させることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。							4月 5月 9月 1月	人事評価の実施(課長相当職以上対象) 目標計画の設定 評価者研修の実施 人事評価 成績率への反映について検証	4月 5月 3月	(平成17年度の実施結果:課長相当職以上を対象に人事評価システムを試行) 人事評価の実施(課長相当職以上対象) 評価者研修の実施(部課長相当職)79名 評価表の集計 成績率への反映について検証	75%	部長職の人事評価については、市長、副市長が評定するので、評価は一定するが、課長職の人事評価については部長ごとにばらつきがあること、フィードバック面接が定着していないこと等の課題がある。これらの課題を整理し、平成19年度中に部長級について勤勉手当への反映を実施する予定である。
4	46	管理職昇任制度の導入	総務部人事課	51	公平・公正な管理職昇任制度について検討し、導入します。	公平・公正かつ能力に基づいた昇進制度を取り入れることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。							10月	17年度未着手のため先進例の検証を行う。 検証した結果、妥当であるとの結論が得られれば管理職昇任制度を実施	10月 12月	先進市情報収集 先進市視察を実施し、内容検討したが、実施には至らなかった。	75%	給与構造改革による給料表の引き下げにより、昇格メリットがないなど現状の課題を整理したうえで、課長昇任試験の実施に向け、19年度検討を進めることとした。
4	47	希望降格制度の導入	総務部人事課	52	職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛を感じる職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員が降格を申し出る制度について検討し、導入します。	職員の実情を考慮した職場環境に結びつく。							4月 6月 8月 10月	降格制度の実施 制度の周知 職員から降格希望者を募る 取りまとめ	10月 12月	(平成17年度の実施結果:希望降格制度の導入) 希望降格制度通知 希望降格申し出締め切り 平成17年度において1名希望降格あり。平成18年度該当なし	100%	
4	48	勤務体制の見直し	総務部人事課	53	市民サービス向上の観点から、窓口時間の延長、閉館日の拡大に対応するため、勤務時間や勤務体制を見直します。	施設の目的に即した利用時間や閉館日の拡充が可能となり、市民にとっての利用しやすさというサービスの向上に寄与する。							10月～3月	勤務体制の見直しについて、勤務時間の割り振り変更に対応することとした。 規則の改正 職員への周知		平成17年度の実施結果:図書館、保育所、おたかの森出張所については、勤務時間の割り振り変更により対応することとした。 図書館(森の図書館含む) 8:50～17:20 11:50～20:20 保育所 7:00～15:30 8:30～17:00 10:30～19:00 おたかの森出張所 8:30～17:00 10:30～19:00	100%	

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検討	実施	実施	実施	実施						
4	49	各種手当の見直し	総務部人事課	54	各種手当(特殊勤務手当、住居手当、調整手当)、旅費日当について適正化を図るため、見直しを更に進めます。	各種手当に係る経費が削減され、経常収支比率の改善及び公共サービスのための経費確保が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	9月	給与構造改革(給料表及び昇給昇格制度の見直し)と合わせ、特殊勤務手当及び旅費日当について関係団体と協議する。	通年	(平成17年度の実施結果:平成18年度から住居手当、特殊勤務手当、調整手当について削減することとした。) 給与構造改革とあわせ特殊勤務手当及び旅費日当について職員団体と協議した。 旅費日当については日帰り日当の廃止について12月議会に上程し、平成19年4月1日施行で廃止とした。 特殊勤務手当については2種類を平成19年4月1日から廃止し、21種類を19種類に削減した。	100%	
4	50	高齢層職員の昇給停止	総務部人事課	55	昇給停止年齢について、国、県や近隣市等の状況、社会経済情勢等に配慮し、見直しを進めます。	人件費の削減となり、公共サービス拡充のための経費の確保及び経常収支比率の改善が可能となる。	検討	実施	実施	実施	9月	給与構造改革(給料表及び昇給昇格制度の見直し)と合わせ、特殊勤務手当及び旅費日当について関係団体と協議する。	8月~10月	給与構造改革に基づく給与表の改正(削減化)等について12月議会で条例案を上程し平成19年4月1日から施行した。 55歳昇給抑制について平成19年4月1日から施行した。	100%		
4	51	退職時昇給制度の見直し	総務部人事課	56	制度の趣旨が有効に機能するよう見直しを行ないます。	人件費の削減となり、公共サービス拡充のための経費の確保及び経常収支比率の改善が可能となる。	検討	実施	実施	実施	9月	給与構造改革(給料表及び昇給昇格制度の見直し)と合わせ、特殊勤務手当及び旅費日当について関係団体と協議する。	8月~10月	給与構造改革に基づく給与表の改正(削減化)等について12月議会で条例案を上程し平成19年4月1日から施行した。 退職時特別昇給制度の廃止についても平成19年4月1日から施行した。	100%		
4	52	職員福利厚生事業の見直し	総務部人事課	57	各種福利厚生事業について、経費の節減を図るとともに、時勢にあったものとするため、見直しを更に進めます。	時勢にあわない福利厚生事業の見直しを図ることで、経費の削減が図られるほか、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検討	実施	実施	実施	4月~3月	本市の福利厚生制度は、地方公務員法第42条にある職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について使用者の責任において計画的に実施する。制度の趣旨に沿い職員福利厚生事業の内容を精査し実施。	4月~3月	・職員定期健康診断委託料の削減及び検査項目にメタボリックシンドロームを加え充実を図った。 ・メンタルヘルス対策の一環として、心身の状況を知るための「心の健康チェック」を産業医及び専門医の助言・指導を受け実施した。 ・職員の元気回復を図るため、職員互助会補助金を再開した。 ・職員の健康管理・元気回復を図るため、健康管理講演会を	100%		
4	53	職員数の抑制	企画財政部行政改革推進課	58	定員適正化計画に基づき職員の抑制に努め、職員総数を平成22年4月1日までに140人の削減を図ります。	定員適正化計画とアウトソーシング計画を歩調をあわせて推進することにより、スリムな組織で効率のよい行財政運営が展開できる。	実施	実施	実施	実施	実施	4月以降	「今後の行財政運営」を着実に推進していくために、定員適正化計画とアウトソーシング(市民による業務参加)計画を整合させ、実践していく。 *定員適正化計画に基づく対全年職員減員数31名 (定員適正化計画年次目標) H17 H18 H19 H20 H21 H22 1104 1073 1056 1027 995 964	H18.4.1職員数 1,073人 H19.4.1職員数 1,064人(+8)	75%	平成18年度には大規模な組織変更を実施し、市民の安心安全に配慮した組織としたことから定員適正化計画と比較し8名増の職員数となった。今後、アウトソーシング計画を推進しながら定員管理の適正化に努めたい。	
4	54	臨時職員等の活用	総務部人事課	*59ページの総務部人事課所管分と統合	臨時職員等の採用や配置にあたっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努めます。	正職員と臨時職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	実施	実施	実施	実施	実施	4月~3月	臨時職員の配置要望の精査 臨時職員の効率的な配置 臨時職員の配置基準(配置業務の内容、補充の条件、賃金制度、勤務等)の策定	8月	臨時職員の配置について、配置要望書及び所属とのヒアリングを経て、適正に判断した。 臨時職員の配置基準(配置業務の内容、補充の条件、賃金制度、勤務等の標準的な内容)については、流山市臨時職員に関する要綱の中で、臨時職員の任用基準として災害その他重大な事故のため必要な場合1年以内に廃止することが予想される臨時の職に関する場合 職員の退職又は休職等により特に必要がある場合 その他市長が特に必要と認めた場合 臨時職員の処遇改善策として平成19年4月から一般事務時給770円をフルタイム830円、短時間790円に改定した。今後臨時保育士等の処遇改善を進める。	100%	
4	55	実務経験者の採用	総務部人事課	61	従来の採用システムに加え民間企業で培った専門知識・技術を有する実務経験者の任期付職員の採用に努めます。	民間企業で培った専門知識や技術の活用により、新たな発想による公共サービスの提供などが可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月以降随時	任期付採用ポストの精査 必要に応じて採用選考を実施	10月	(平成17年度の実施結果:平成17年4月1日付で任期付職員の任用を行った。) 浦安市の任期付職員(危機管理官)の状況を視察したが、本市で取り入れるまでには及ばなかった。今後とも、任期付職員に適合する職務について研究していく。	100%	



方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)					
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容							
							検討	実施	検討	実施	検討											
5	56	総合計画の施策体系に沿った組織の編制	企画財政部行政改革推進課	62	前期基本計画下期5か年計画で位置付けた重点課題や政策課題への取組みを強化するため、組織の再編を検討し、実施します。	総合計画下期5か年計画の6つの重点プロジェクトに沿った組織を編成することにより、「市民満足度の高い流山市への転換」を図るための行財政運営が円滑に推進できる。	検討	実施					4月以降随時	* 厳しい財源の中で、市民満足度を向上させるためには、総合計画の実現が必須要件であり、組織体系も、現在の国・県に合わせた縦割りの体系から、総合計画の施策体系への移行が必要と考えている。  可能な部署から実現化を目指す。	平成19年4月1日付けで組織改編を実施した。  (組織改編の目的) 『総合計画の施策体系に沿った組織の構築』と『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織の構築』 きめ細かな市民サービスを提供するため施策の推進を図る窓口・事業実施部門を充実させることとした。 企画・財政・総務の内部管理部門をスリム化することにより効率的な行財政運営を推進するための推進体制の強化を図った。 『総合計画の施策体系に沿った組織』 【主な改編】 ・「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 ・子育て支援や、子どもや家庭に関する総合的な相談窓口とした。 ・幼保一元化や、就学児童の放課後対策等の対応窓口とした。 「安心安全のまちづくり」 市民生活部安心安全課の創設 ・防災、防犯に関する総合窓口とした。 『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織』 【主な改編】 ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止	75%	新行財政改革実行プランの改革方針5に規定する「スリムな組織を目指します」を達成すべく、更なる職員数の適正化と適正配置に努める。					
5	57	庁内分権の推進	企画財政部行政改革推進課	63	意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図るため部局長に部局内の組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化について検討し、推進します。	職員の政策形成能力やマネジメント能力が向上する。 定員適正化計画の職員削減により組織がスリム化していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討	実施	検討	実施	検討	実施	4月～9月	行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の施策評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にするとともに、予算編成における枠配当を行い、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行っていく環境を充実させていくことにより庁内分権の基礎を固めていく。	4月～10月	行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の施策評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にした。 予算編成における枠配当を行い、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行うなど庁内分権を推進していく環境を充実させた。	10月	施策評価等により明らかになった施策の課題・方向性を解決するため各部局長が何をすべきか記載した「各部局長の仕事と目標」を平成19年度に作成し公表する旨、平成18年10月24日の行財政改革実施本部において決定した。	10月～4月5月	内容・公表方法等について検討した。  庁議において各部局長がそれぞれの部局の課題と目標を定め、達成に向けた取り組みをまとめた「各部局長の仕事と目標」の作成を依頼した。(7月15日HP等で公開予定)	75%	新行財政改革実行プランの改革方針5に規定する「スリムな組織を目指します」を達成するため、部局長に組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化を検討し、推進に努める。
5	58	柔軟でスリムな組織体制の整備	企画財政部行政改革推進課	64	部・課等の大くり化やフラット化を導入するなど簡素で効率的な組織体制について検討し、整備します。	定員適正化計画に基き職員総数が減少していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討	実施	検討	実施	検討	実施	検討	実施	* 平成17年度には、総合計画の施策体系に沿った組織編制に際し、部・課等の大くり化やフラット化のメリットを最大限に反映させるため、先進団体等の事例や、行政評価システムを中心としたマネジメントの充実を視野に入れ、導入に向けた研究を進める。  可能な部署から実現化を目指す。	平成19年4月1日付けで組織改編を実施した。  (組織改編の目的) 『総合計画の施策体系に沿った組織の構築』と『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織の構築』 きめ細かな市民サービスを提供するため施策の推進を図る窓口・事業実施部門を充実させることとした。 企画・財政・総務の内部管理部門をスリム化することにより効率的な行財政運営を推進するための推進体制の強化を図った。 『総合計画の施策体系に沿った組織』 【主な改編】 ・「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 ・子育て支援や、子どもや家庭に関する総合的な相談窓口とした。 ・幼保一元化や、就学児童の放課後対策等の対応窓口とした。 「安心安全のまちづくり」 市民生活部安心安全課の創設 ・防災、防犯に関する総合窓口とした。 『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織』 【主な改編】 ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止	75%	新行財政改革実行プランの改革方針5に規定する「スリムな組織を目指します」を達成すべく、簡素で効率的な組織を目指し、組織、機構の見直しに努める。				

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検 討	実 施	実 施	実 施	実 施						
5	59	部局を超えた横断的な会議の充実・プロジェクトチームの設置	企画財政部行政改革推進課	65	部局を超えた課題に弾力的かつ迅速に対応するため、横断的な会議を充実させるとともに時間的な専任のプロジェクトチームを設置します。	定員適正化計画に基き職員総数が減少していく中でも、効率的な行財政運営が展開できる。	検 討	検 討	検 討	検 討	検 討	7月	(先進事例等を検討した結果、現状では困難なため次のとおり推進することとした。)行政評価スケジュールの一環として施策毎に開催する評価会議を開催するなかで、重点課題について部局を超えた横断的な協議を行い、対応する。(今後の当該プロジェクトチームの役割は、評価会議を充実させることにより対応する。)	1月	施策毎に関係部課長による施策評価会議を開催し、課題や方向性を明確にするなど、部局を超えた横断的な協議を行った。  健康都市宣言に合わせ、「健康づくりプロジェクト」を推進し、市民の健康づくりの支援体制と医療制度改革の課題に対応するため、部局を超えたプロジェクトチームを設置することとした。  健康都市市内推進会議設置要綱を平成19年4月1日に施行し、5月24日第1回会議を開催した。  (推進会議の構成) 企画政策課、国保年金課、安心安全課、高齢者生きがい推進課、健康増進課、健康福祉政策室、子ども家庭課、商工課、農政課、環境政策課、都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課、学校教育課、生涯学習課、消防総務課	75%	先進地の事例を参考に、専任のプロジェクトチームを作成する等の検討に努める。
5	60	審議会の整理統廃合	企画財政部行政改革推進課	66	審議会等について設置目的、開催状況を精査し、整理統廃合を行い、審議会機能を充実強化させます。	総合計画の施策単位で審議会を整理統廃合することにより、施策の目的を、より重視した審議会が展開できる。	検 討	検 討	検 討	検 討	検 討	4月以降随時	統廃合の必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。	11月	役割が終了した審議会等は、条例等を改正し、積極的に統廃合を行うよう行財政改革実施本部より通知した。	75%	「社会教育委員会議」、「公民館運営審議会」、「図書館協議会」、「博物館協議会」については、平成19年度内に一本化すべく事務を推進している。
5	61	政策課題検討グループの設置	企画財政部行政改革推進課	67	従来からある自主研究グループ制度の見直しも含め、政策課題を検討する自主的なグループを編成するなど、中堅・若手職員の参加を募り、柔軟な発想を市政に活かすため、職員参加システムについて検討し、導入します。	部局を超えた中堅若手プロジェクトの活動は、職員の人材育成に結びつく。	検 討	実 施	実 施	検 討	検 討	4月	プロジェクトチームのメンバーを募集する。 *具体的な研究テーマは、前年度末に決定。	10月	平成18年度のプロジェクトチームの研究テーマは「市民にわかりやすい庁内案内板等の設置」  平成18年10月24日に開催した行財政改革実施本部において発表し、概ね、原案のとおり採用され、平成19年4月1日から案内板等の掲示を変更する。 (主な内容) ・各庁舎(第1庁舎～第3庁舎)を、異なる色で表示する。 ・課の表示は、課名だけでなく、可能な範囲で業務内容も表示する。 ・番号表示を用い各課の配置をわかりやすくする。	75%	プロジェクトチームで考案した第2庁舎に係る案内板の掲示変更が、第2庁舎の建設が凍結したことから実施できなかったために進捗度を75%とした。
5	62	定員管理の適正化	企画財政部行政改革推進課	68	官民の役割分担を明確にして、定員適正化計画とアウトソーシング計画に基づき、市民によるサポート、民間活力を利用した場合の、適正職員数への移行と効率的な配置に努めます。	定員適正化計画に基き職員総数の削減は、人件費の削減だけでなく、市民との協働を実現するための業務量を生み出す手法と考えている。	検 討	実 施	実 施	実 施	実 施	4月以降	定員適正化計画は、平成17年度において、見直しを行った。(平成17年度)全課を対象としたヒアリングを実施し、平成18年3月に「第1次アウトソーシング計画」を策定した。(平成17年度)  「今後の行財政運営」を着実に推進していくために、定員適正化計画とアウトソーシング(市民による業務参加)計画を整合させ、実践していく。  *定員適正化計画に基づく対全年職員減員数34名		・定員適正化計画は、計画上の退職者数と、実際の退職者の実数を勘案し、改正の方向を検討する。	75%	官民の役割分担を明確にして、市民との協働を図りながら、かつ市民からの提案募集等の意見を参考にし、平成19年度に作成する第2次アウトソーシング計画を確実に推進することで定員管理の適正化に努めたい。
6	63	土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設	企画財政部企画政策課	69	費用対効果を考慮したうえで、土日祝祭日、夜間における特設窓口の解説について検討し、実施します。	土曜日及び平日の夜間に窓口を開設することにより、市民サービスの向上を目指す。	検 討	実 施	実 施	実 施	実 施	平成17年4月～5月	特設窓口の調査研究(設置場所、先進事例、事業の範囲、費用対効果等)	5月	おおたかの森駅前出張所の開設について、住民説明会を開催		
												平成17年6月～平成18年3月	内部関連部局との協議(総務部・財政部・市民生活部等)  随時、必要に応じて庁内組織である公共施設検討委員会の開催	9月	おおたかの森駅前出張所の設置に伴う出張所設置条例の改正	100%	
												平成19年4月	特設窓口を開設	3月	3月12日 おおたかの森駅前出張所オープン  4月から月～金曜は、8時30分～19時 土曜は、8時30分～17時の開所		

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラム の頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度 (総括)スケ ジュールの進 捗度 (担当課が 判定)	遅滞理由(進捗度が75%以 下のもの) (担当課が記入)
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容		
							検討	検討	実施	実施	実施						
6	64	出張所等におけるサービス機能の充実	市民生活部市民課	70	出張所の統廃合を検討するとともに出張所の機能充実について検討し、実施します。	出張所の統廃合や出張所で提供できるサービスを充実させることにより、経費の軽減や事務の効率化とともに、市民サービスの向上に結びつく。						5月	おおたかの森出張所の利用時間、開設日、取り扱い業務等の内容の検討 (開設時間平日午前8時30分～午後7時、土曜日午前8時30分から午後5時、新たに税込業務の開始)	5月	おおたかの森出張所の利用時間、開設日、取り扱い業務等の内容の検討を実施 (開設時間平日午前8時30分～午後7時、土曜日午前8時30分から午後5時、新たに税込業務の開始)	100%	
6	65	転入者相談機能の充実	企画財政部行政改革推進課	71	転入に際し、住民登録、国民健康保険、乳幼児医療などの相談を受け付ける窓口の設置について検討し、実施します。	転入者の利便性を向上させるためには、多大な投資額が必要になることを、改めて確認したため、当該テーマについては、当面、現行の体制での充実に努めることとする。						平成17年度	行財政改革実施本部において、各窓口における年間の申請数や各種電算機器の拡張に要する経費等のデータにより、転入の際に必要な各種手続きに要する費用対効果を検証したところ、 学校部門や福祉部門などの必要なデータを検索するためには電算機能を充実させなければならない。 福祉部門などは制度が複雑化しており再雇用や臨時職員では適切な対応が図れない。 など、転入者の利便性を向上させるためには、多大な投資額が必要になることを、改めて確認した。 そこで、当該テーマについては、当面、現行の体制での充実に努めることとする。		(平成17年度の実施結果:行財政改革実施本部において、転入者相談機能の充実について検討した結果、現行の体制での充実に努めることとした。)	完了	
6	66	接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入	企画財政部行政改革推進課	72	窓口サービスや業務に関する市民の声やクレームを市政に反映する新たな制度について検討し、導入します。	窓口アンケート、市民からの意見・要望の蓄積については、早期に実施し、市民の生の声を窓口業務に活かす準備が整った。						4月～10月	若手・中堅職員12名によりプロジェクトチームRE(レスポンス)を発足し、庁内案内板・案内図の工夫、フロアマネージャーの設置、レイアウト、申請書等の見直し、外国人サポーターの設置について研究した。(平成17年度)  平成17年度に行ったプロジェクトチームの研究結果を基に、実施を目指す。	4月～10月	窓口アンケートの実施について検討を行った。 (平成17年度に行った研究結果をもとに次のとおり窓口アンケートを実施し接遇向上を目指したい。)  アンケート実施内容 「案内や表示のわかりやすさ」、「接遇・説明の仕方」、「申請書のわかりやすさ」、「用件にかかった時間」、「窓口サービスに満足できたか」、「窓口の開いている時間」について来庁者の満足度を点数により把握。 1月から2月の間の実施に向け準備を行った。  2月 平成19年2月15日から同年2月28日の間、第1回窓口サービスアンケートを実施した。 アンケート結果については、ホームページや広報紙等で公表するとともに、職員に対しても結果を通知し、窓口サービスの更なる向上に努めるよう要請した。	100%	近年の接遇、窓口研修の成果として一定のレベルまで向上したが、今後、一段上の市民サービスを目指す。
6	67	ホームページの多機能化	企画財政部行政改革推進課	73	市民ニーズの多様化に対応したきめ細かな情報提供や市民と行政で双方向となるような場を目指すなど多機能化を図ります。	市民が必要とする情報をすばやく提供できる体制が整った。						10月	先進他市の事例を参考に手直しを行い、市民に利用しやすいホームページづくりを進める。	10月	インターネットや携帯電話による図書館蔵書検索サービスの開始	100%	多様化する市民ニーズに対応するため、定期的な見直しは必要かつ不可欠であることから、市民が求める情報を提供したい。
												11月	インターネットによる図書貸出予約サービスの開始  (平成17年10月にホームページをリニューアルし、以前に比べ市民の利便性はかなり向上したものと考えている。こうした取り組みは、日経BP社の行っているe-都市ランキングでも高い評価を受けている。)				

方針	改革項目NO	改革項目	担当	アクションプログラムの頁	平成21年度までの実施目標	改革により期待できる成果	実施時期(年度)					アクションプログラムにおける平成18年度の実施予定		平成18年度(総括)の実施結果 (担当課が記入)		平成18年度(総括)スケジュールの進捗度 (担当課が判定)	遅滞理由(進捗度が75%以下のもの) (担当課が記入)				
							17	18	19	20	21	月	内 容	月	内 容						
							実施	実施	実施	実施	実施										
6	68	流山市情報化推進計画の推進	企画財政部行政改革推進課	74	流山市情報化推進計画に沿って本市の情報化関連施策の計画的・総合的な推進を図ります。	個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を期した、ITによる行政サービスの高度化や利便性の向上が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	通年	平成17年3月に作成した流山市情報化推進計画の進捗状況を管理していく。		各課は流山市情報化推進計画に基づき、事業の推進に努めているところであるが、下期5カ年計画の見直しや平成19年度予算編成において、事業計画が変更になった可能性があることから、平成19年1月に各課へ照会することとしている。	50%	平成19年度中に各課へ照会を実施する予定。				
6	69	施設予約システムの見直し	企画財政部行政改革推進課	75	平成16年度に導入した施設予約システムについて、運用改善等、より使いやすいシステムに向けた見直しを行います。	当日の空き状況がインターネットで閲覧可能になったことから、利用者は現地へ出向くことなく状況を把握できる。	実施	実施	実施	実施	実施	通年	前年度に引き続いて利用し易いシステムに向けた見直しを部会で行なっていく。運用面での見直しを検討する利用時間帯区分の変更、団体・個人の取り扱い、許可書の発行の必要性など	随時	施設管理主管課から施設利用運用面での変更の申し出があった場合、システム修正がシステム管理者の権限で可能な場合は対応した。	75%	平成18年4月から指定管理者制度が導入されたが、指定管理者から市に対して施設の運営管理について様々な要望が寄せられていたことから、これらの要望に合わせた予約システムの改修が必要かどうかの調査を3月に行った。この調査に基づくシステム改修が平成19年度に持ち越されたことから75%の達成率とした。				
6	70	窓口事務の電子化および電子申請の推進	企画財政部行政改革推進課	76	各種届の電子化を図るなど、市民が利用しやすいシステムについて検討し、実施します。	庁内における電子文書管理システム、電子決済システムを並行して導入することにより、市民が利用しやすい電子申請が実現する。	検討	検討	検討	実施	実施		千葉県でパスポートの申請業務の電子化を開始することに合わせ、一部の市町村でも共同運用で電子申請での受付を開始する。本市では他市町村の運用状況を見守り、引き続き電子申請に合わせた電子認証、電子決済等の導入について具体的な検討を行う。	随時	千葉県ではパスポート申請業務の電子化は行わないことにしたが、そのほかの申請については電子化を進めており、千葉県電子自治体運営協議会では、市町村への申請も電子化できるよう協議を続けてきた。本市でもこの協議会に参加し、千葉県や県内市町村との情報交換に努めた。	75%	平成20年度実施に向けての作業を推進しているが、実施に向けた関係機関との情報交換が必要。				
6	71	図書館情報の電子化	生涯学習部図書館	77	図書館の蔵書内容をインターネットで公開し、検索や予約ができるシステムについて検討し、導入します。	市民がインターネットや携帯電話での図書館の蔵書検索や貸出予約等が可能となり、図書館情報化サービスの充実が図れる。	検討	実施	実施	実施	実施	4月	新電算システムの賃貸借及び保守委託契約を締結(想定契約期間はH23年9月まで)。	4月～9月	図書館新電算システムの稼働に要する契約の締結及び導入準備並びに稼働の市民への周知を進めた。	10月	新電算システムの稼働(インターネット公開)とともに、インターネットや携帯電話による蔵書検索(インターネットによる貸出予約サービスは11月1日から開始した。)のほか、ホームページに江戸川大学総合情報図書館のリンク貼り付けを行うなどの情報提供サービスを開始した。	11月	インターネットを活用した自宅等のパソコンや携帯電話による貸出予約や予約の取消し、利用者が貸出や予約している図書等の内容を確認できるサービスを開始した。	100%	
6	72	情報セキュリティ対策の拡充	企画財政部行政改革推進課	78	行政情報の保護を目的に情報システム監査について検討し、実施します。	情報システム監査により、各部署で問題点が把握でき、それを解決するためにはどのようにすればいいかを検証し、改善することができる。	検討	実施	実施	実施	実施	7月	(財)地方自治情報センターにセキュリティ研修の講師を派遣依頼するためのテーマ検討と講師との調整を実施する。	7月	(財)地方自治情報センターにセキュリティ研修の講師派遣依頼を行い、講師との調整を行った。	10月	(財)地方自治情報センターの講師による職員向けセキュリティ研修を10月17日、18日に実施した。	12月	平成18年12月に業者を選定し、3月までの間に外部監査を実施する。また、1月中旬に(財)地方自治情報センターによる外部からの侵入テストを実施することになった。	75%	第3者による外部監査を実施したところ、問題点を指摘された。重大な問題点はないとのことであったが、その改善については平成19年度に行う事としたため進捗度を75%とした。